

(参 考)

1・2・11号 大阪門真線

《都市計画の変更にかかる土地の区域》

大阪市 北 区 天神橋八丁目、豊崎六丁目、豊崎七丁目、中津二丁目、
長柄中三丁目、長柄西二丁目、長柄東二丁目、長柄東三
丁目、本庄西三丁目、本庄東三丁目

都島区 内代町一丁目、内代町二丁目、毛馬町一丁目、高倉町一
丁目、友渕町一丁目、友渕町二丁目、御幸町一丁目、都
島北通二丁目

城東区 成育二丁目、成育三丁目、関目一丁目、関目二丁目、野
江四丁目、古市一丁目

鶴見区 鶴見五丁目、鶴見六丁目、横堤四丁目、横堤五丁目

1・3・12号 大阪門真線

《都市計画の変更にかかる土地の区域》

大阪市 鶴見区 浜四丁目、浜五丁目、茨田大宮一丁目、茨田大宮二丁目、
諸口六丁目、焼野一丁目、焼野二丁目、横堤五丁目、緑
地公園